九運佐本公第９号

公　　示

令和８年度第２回自動車検査員教習実施について

令和８年度第２回自動車検査員教習を下記のとおり実施することとしましたので公示します。

記

１．教習受講資格要件等

（１）　教習の受講申込者は、道路運送車両法施行規則第６２条の２の２第１項第７号の整備主任者（同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格している者を除く。）として教習開始日（教習修了試問日）の前日において１年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあっては、６月以上）の実務の経験を有し、かつ適切に業務を行っていた者であること。

なお、教習受講申込者は直近の整備主任者研修（法令研修）を受講していること。

（２）　道路運送車両法第９４条の４第４項に基づき自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。

（３）　道路運送車両法の規定に違反（検査員の解任命令に相当するものに限る。）する事実が認められ、かつ、当該行政処分の決裁日以前に自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。

※（２）、（３）については、「自動車検査員教習」を「自動車検査員再教習」と読み替える。

２．教習受講申込の受付期間、定員及び場所並びに必要書類

（１）受付期間　令和８年１２月７日（月）から令和８年１２月１１日（金）
８時３０分から１７時まで（１２時から１３時を除く）
（先着順、定員になり次第締め切り）

（２）定　　員　５０名

（３）場　　所　一般社団法人佐賀県自動車整備振興会
（佐賀市若楠2-10-10、TEL0952-30-8181）

（４）必要書類　申込書、申請者の宛名書きをした１１０円切手を貼った封筒２枚。
また、１．（１）の者については、整備主任者として選任されていた期間等の就業証明書、直近の整備主任者研修を受講したことを証明する書面。
１．（２）及び（３）の者については、自動車検査員再教習受講通知書

３．教習及び教習修了試問の日時及び実施場所

（１）教習の日時　令和９年１月１３日（水）から令和９年１月１６日（土）
９時から１７時（１２時から１３時を除く）

（２）教習修了試問の日時　令和９年２月３日（水）１０時から

（３）教習及び修了試問の場所

（ア）教習場所（会場）　一般社団法人佐賀県自動車整備振興会

（イ）修了試問場所（会場）　一般社団法人佐賀県自動車整備振興会

４．教習科目及び教習時間

別表のとおり

５．その他必要事項（教習資料、講師等）

（１）教習資料

○　自動車検査用機械器具の構造と取扱い（日本自動車機械工具協会）
○　自動車検査員教習資料（九州運輸局監修）
○　自動車技術総合機構審査事務規程（交文社）
○　自動車検査ハンドブック（自動車公論社）
○　完成検査の実務（整研出版社）

（２）講師

運輸支局職員の他、自動車技術総合機構の職員、自動車整備振興会技術講習所の指導員、自動車検査員及び自動車の整備技術に関する学識経験者等

令和８年１０月５日

佐賀運輸支局長　中村　正行